

第 4 章 組織と役職員

(理事会)

第 9 条 本会は、議決機関として理事会を設置する。

(事務局)

第 10 条 本会は、実施機関として事務局を設置する。

2 事務局に事務局長を置き、必要に応じて職員を配置することができる。

(理事及び監事の定数)

第 11 条 本会の理事の定数は、8 名とし、法人会員が指名する 4 名及び一般会員から選出する 4 名とする。

2 本会の監事の定数は、2 名とし、法人会員が指名する 1 名及び一般会員から選出する 1 名とする。

(理事及び監事の任期)

第 12 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。

2 理事及び監事は任期満了の日前に、会員資格を失った場合は、その資格を失う。

3 理事及び監事に欠員を生じた場合は、その都度選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会の構成と役員)

第 13 条 理事会は理事及び監事をもって構成する。理事長 1 名を理事の中から選出する。

(理事長の職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、本会の業務運営を総理する。

2 理事長は事務局長を指名する。

(理事の職務)

第 15 条 理事は理事会に出席し本会の業務運営に関する事項を審議決定する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は本会の業務及び会計について監査を行う。

2 監事は、監査報告書を作成し、理事会に報告する。

(事務局長の職務)

第 17 条 事務局長は、事務局を統括し、その運営にあたる。

(理事会の招集)

第 18 条 理事会は、理事長が原則として年 2 回（1 2 月及び 3 月）招集し、理事長がその議長の任にあたる。

2 理事長が特に必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、臨時に開催することができる。

(理事会の決定事項)

第 19 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 規約・規則等の改正に関する事項
- (2) 法人会員・一般会員・特別会員の承認に関する事項
- (3) 事業運営方針に関する事項
- (4) 事業年度の予算・事業計画及び決算・事業報告に関する事項
- (5) 資金運用及び借入金に関する事項

(6) その他重要事項

(理事会の議事)

第 20 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上及び、監事 1 名以上の出席により会議を開催できる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の会議録)

第 21 条 理事会の理事は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

(1) 開催日時・場所

(2) 出席理事数・氏名及び、監事・氏名

(3) 議決した事項及びその賛否

2 会議録は、理事会で議長が指名した理事又は監事 2 名が議事内容を確認のうえ署名捺印する。